

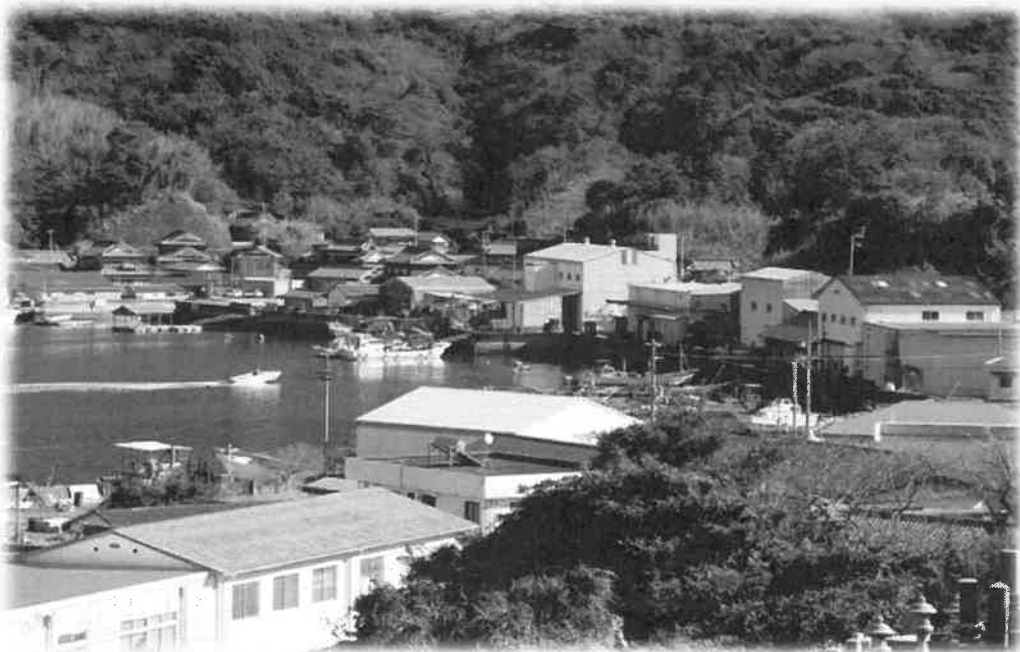
令和8年度



第1回運営審議会

と き 令和8年6月16日（火）午後6時30分～

ところ 赤水公民館 集会室



赤水公民館

令和8年度 第1回運営審議会次第

1. 開会あいさつ 赤水公民館主 猪野卓也

2. あいさつ 平城公民館長 前田和紀

3. 自己紹介

4. 会長・副会長の選出について

会長 ()

副会長 ()

5. 議 事

(1) 令和8年度愛南町教育基本方針、社会教育方針について

(2) 令和8年度赤水公民館基本方針・重点目標（案）について

(3) 令和8年度赤水公民館事業計画（案）について

(4) その他

6. その他

7. 閉会あいさつ 運営審議会長

令和8年度 愛南町教育基本方針

愛南町教育委員会は、主役は住民の精神のもとに、美しい郷土の自然をまもり、「ともに彩（いろどり）を育むまち」をめざして、次の事項を基本方針として教育行政の推進に努めます。

1. 学校、家庭、地域が「めざす子ども像」を共有し、連携・協働して、地域に愛着を持ち、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。
2. 学習指導要領の内容を踏まえた学校教育を推進し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や家庭との連携により、子どもたちの確かな学力の定着と向上を図ります。また、ICT教育の更なる推進とともにその先を見据えた実感ある探究型学習の充実や、STEAM教育等の教科等横断的な学習の充実、英語力の着実な育成を図り、持続可能な未来を担う人材の育成に努めます。
3. 各種研修の充実を図り、教職員一人ひとりの専門的知識と資質・能力の向上を図ります。また、長時間勤務の是正に向けて、研修・会議等のオンライン化や適切なICTの活用を生かした業務の効率化、地域との連携等による部活動改革など、働き方改革を一層推進するとともに、働きがいのある職場づくりに努めます。
4. あらゆる差別、偏見を解消するために、人権・同和教育を推進するとともに、いじめや不登校等の未然防止や早期発見、速やかな解決のために、学校を支援する体制の充実を図ります。また、福祉・医療・警察等関係機関と連携して、子どもたちの健全育成に取り組めます。
5. 障がいのある子どもたちが安心して学ぶことができるよう、学校や家庭、関係機関等が連携し、早い段階からの切れ目ない支援体制を整え、一人ひとりの教育的ニーズや発達の段階等を考慮した特別支援教育の充実を図ります。
6. 住民に優れた文化に接する機会を提供するとともに、文化活動の支援や文化の振興・交流促進を図り、地域文化の次世代への継承を推進します。また、文化財の活用と保護に積極的に取り組み、町民の歴史や文化に対する理解を深め、郷土への愛着と誇りを醸成します。
7. 町民の興味・関心に資する生涯学習を促進するため、学習要望の把握や学習情報・機会の提供・充実を図ります。また、公民館などの社会教育施設の機能強化を図り、地域を担う人材の育成にも努めます。
8. 町民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しめる環境を整備し、生きがいや感動を体感することができるスポーツ活動の振興に努めます。

令和8年度 愛南町社会教育基本方針

1 基本方針

愛南町教育振興に関する大綱に基づき、町民一人ひとりが自分自身を高めながら、人々との交流を促進し、学んだ成果を地域社会に生かすことができる仕組みづくりを推進し、学び、伝え、ともに創る生涯学習社会の形成をめざすとともに、青少年の健全育成、人権・同和教育、文化振興とスポーツ振興の充実を図る。

また、美しく住みよい町づくりのために住民の連帯と自治意識を高めながら、豊かな心と文化を育むためのひとづくりを推進する。

2 重点目標

- (1) 学び、伝え、創る生涯学習社会の形成
- (2) あらゆる差別や偏見を解消する人権・同和教育の推進と「共生」社会の確立
- (3) 地域ぐるみで取り組む青少年の健全育成
- (4) 地域に根ざした公民館活動の充実
- (5) 地域文化振興と文化財の整備保存
- (6) 健康な町民育成のためのスポーツ振興

3 具体的推進の方策

- (1) 学び、伝え、創る生涯学習社会の形成
 - ① 生涯学習推進体制の整備
 - ② 学習機会の整備・充実
 - ③ 社会教育関係団体及び生涯学習指導者の育成と連携促進
 - ④ 読書活動の推進及び図書館整備に関する研究
- (2) あらゆる差別や偏見を解消する人権・同和教育の推進と「共生」社会の確立
 - ① 人権・同和教育推進体制の確立
 - ② 人権・同和教育の実践化
 - ③ 人権・同和教育指導者の育成と資質の向上
- (3) 地域ぐるみで取り組む青少年の健全育成
 - ① 家庭及び地域社会の教育力の向上
 - ② 学校・家庭・地域の連携協力事業の推進
 - ③ 放課後・休日における児童の安全な居場所づくりの推進

(4) 地域に根ざした公民館活動の充実

- ① 地域課題に直結する実効性のある公民館活動の推進
- ② 公民館事業の点検評価
- ③ 公民館相互の交流と関係職員の資質の向上
- ④ 公民館関係団体の育成及び関連機関の連携強化
- ⑤ 地域づくりに寄与する人材の発掘・育成

(5) 地域文化振興と文化財の整備保存

- ① 地域文化の保存と振興
- ② 指定文化財の保護・活用・啓発
- ③ 埋蔵文化財の調査研究・保存活用
- ④ 国史跡(伊予遍路観自在寺道・平城貝塚)の保護とその普及啓発
- ⑤ 四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録に先立つ遍路道の国史跡としての保護措置

(6) 健康な町民育成のためのスポーツ振興

- ① 各種大会の開催及び各種スポーツの普及
- ② 各種スポーツ団体への支援及び団体の育成
- ③ スポーツ振興の推進
- ④ スポーツ施設の利用促進と適正管理
- ⑤ 地域密着型プロスポーツによる地域活性化
- ⑥ スポーツツーリズムの推進

社会教育基本方針

愛南町教育振興に関する大綱に基づき、町民一人ひとりが自分自身を高めながら、人々との交流を促進し、学んだ成果を地域社会に生かすことができる仕組みづくりを推進し、学び、伝え、ともに創る生涯学習社会の形成をめざすとともに、青少年の健全育成、人権・同和教育、文化振興とスポーツ振興の充実を図る。
また、美しく住みよい町づくりのために住民の連帯と自治意識を高めながら、豊かな心と文化を育むためのひとつづくりを推進する。

(1) 学び、伝え、創る生涯学習社会の形成	①生涯学習推進体制の整備	社会教育委員会の開催(10名) 中四国地区社会教育研究大会(香川大会)	県社会教育研究大会(松山市)
	②学習機会の整備・充実	生涯学習情報の収集・提供 生涯学習課自主事業(舞台芸術、コンサート)	御荘文化センター夜間開放事業
	③社会教育関係団体及び生涯学習指導者の育成と連携促進	指導者研修会等への参加 各種事業への参加	連合婦人会活動支援
	④読書活動の推進及び図書館整備に関する研究	県立図書館との連携・図書協力貸出支援 図書館整備に関する研究	図書サービスの充実 ブックスタート事業
(2) あらゆる差別や偏見を解消する人権・同和教育の推進と「共生」社会の確立	①人権・同和教育推進体制の確立	町人権教育協議会との連携 県人権対策協議会愛南支部と協同、人権・同和对策審議会	
	②人権・同和教育の実践化	校区別懇談会・啓発イベントの開催、人権・同和教育啓発教材(DVD等)活用 人権啓発資料・人権作品集の発刊	
	③人権・同和教育指導者の育成と資質の向上	人権・同和教育指導者養成講座・講演会等の開催 南予・県・四国・全国人権・同和教育研究大会等への参加	
	大森文化会館	隣保館の運営及び事業の推進 相談事業の充実	大森文化会館運営審議会
(3) 地域ぐるみで取り組む青少年の健全育成	①家庭及び地域社会の教育力の向上	家庭教育支援事業 少年育成センター事業	成人式関係 少年補導委員ブロック別研修 愛南大会
	②学校・家庭・地域の連携協力事業の推進	青少年教育推進事業(ワクワク体験教室) PTA連合会活動支援	特別支援学級学習会支援
	③放課後・休日における児童の安全な居場所づくりの推進	放課後子ども教室事業(夏休み子ども教室、子ども塾) 子どもセンター運営事業	
(4) 地域に根ざした公民館活動の充実	①地域課題に直結する実効性のある公民館活動の推進	地区公民館事業(20館) 学びの成果を発表する場の提供	子どもが集える公民館事業の展開 町人権教育協議会との連携による学習会等の開催
	②公民館事業の点検評価	公民館事業マネジメントシートの作成	公民館運営審議会の充実
	③公民館相互の交流と関係職員の資質の向上	町公民館研究会の開催 ステップアップセミナー研修会等への参加	県公民館研究大会への参加 公民館新任主事研修会等の実施
	④公民館関係団体の育成及び関連機関の連携強化	県公民館連合理事会・研修会等 地域・学校との協働事業の推進	サークル等の学習・活動の支援
	⑤地域づくりに寄与する人材の発掘・育成	わが里づくり事業(補助金) 地域づくりを担うリーダーや団体の育成支援	
(5) 地域文化振興と文化財の整備保存	①地域文化の保存と振興	町文化協会活動支援 各種講座・体験学習等の実施 地域クラブ活動の推進(文化)	文化振興事業の推進 郷土史料の収集保存・調査研究 令和10年度国民文化祭愛媛大会の推進
	②指定文化財の保護・活用・啓発	文化財等調査・研究及び保存・継承 文化財保護審議会関係(10名)	指定文化財保存会補助金
	③埋蔵文化財の調査研究・保存活用	埋蔵文化財調査事業(埋蔵文化財保護措置) 埋蔵文化財活用事業(出土遺物整理、保存、展示)	
	④国史跡(伊予遍路観自在寺道・平城貝塚)の保護とその普及啓発	国史跡の周知・啓発に関する事業 国史跡の保護に係る調査・研究	国史跡の保護措置についての地元・町内への説明
	⑤四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録に先立つ遍路道の国史跡としての保護措置	遍路道の国史跡としての保護措置	
(6) 健康な町民育成のためのスポーツ振興	①各種大会の開催及び各種スポーツの普及	スポーツフェスタin愛南等の開催 町スポーツ少年大会の開催 愛南町いやしの郷トライアスロン大会の開催	海洋性スポーツの普及(B&G) 健康の維持・増進事業の推進(B&G)
	②各種スポーツ団体への支援及び団体の育成	町スポーツ協会及び町スポーツ少年団補助金 中学校社会体育等事業費補助金 地域クラブ活動の推進(スポーツ)	スポーツ競技大会出場助成金 スポーツ少年団への加入促進
	③スポーツ振興の推進	愛南町スポーツ振興懇話会(10名) スポーツ推進委員連絡会(13名)	ニュースポーツ等の研修及び実技指導 各種研修会への参加
	④スポーツ施設の利用促進と適正管理	長寿命化計画による適正な維持・管理 プール・トレーニングマシン等の利用促進(B&G)	学校開放施設の有効利用 利用者の安全性の確保と利便性の向上
	⑤地域密着型プロスポーツによる地域活性化	愛媛県プロスポーツ地域振興協議会 愛媛マダリンパイレーツ(公式戦開催)	愛媛FC・愛媛OV(マッチタウン事業) 小学生運動能力向上教室の開催
	⑥スポーツツーリズムの推進	大学・旅行者への合宿誘致活動 合宿団体との交流	

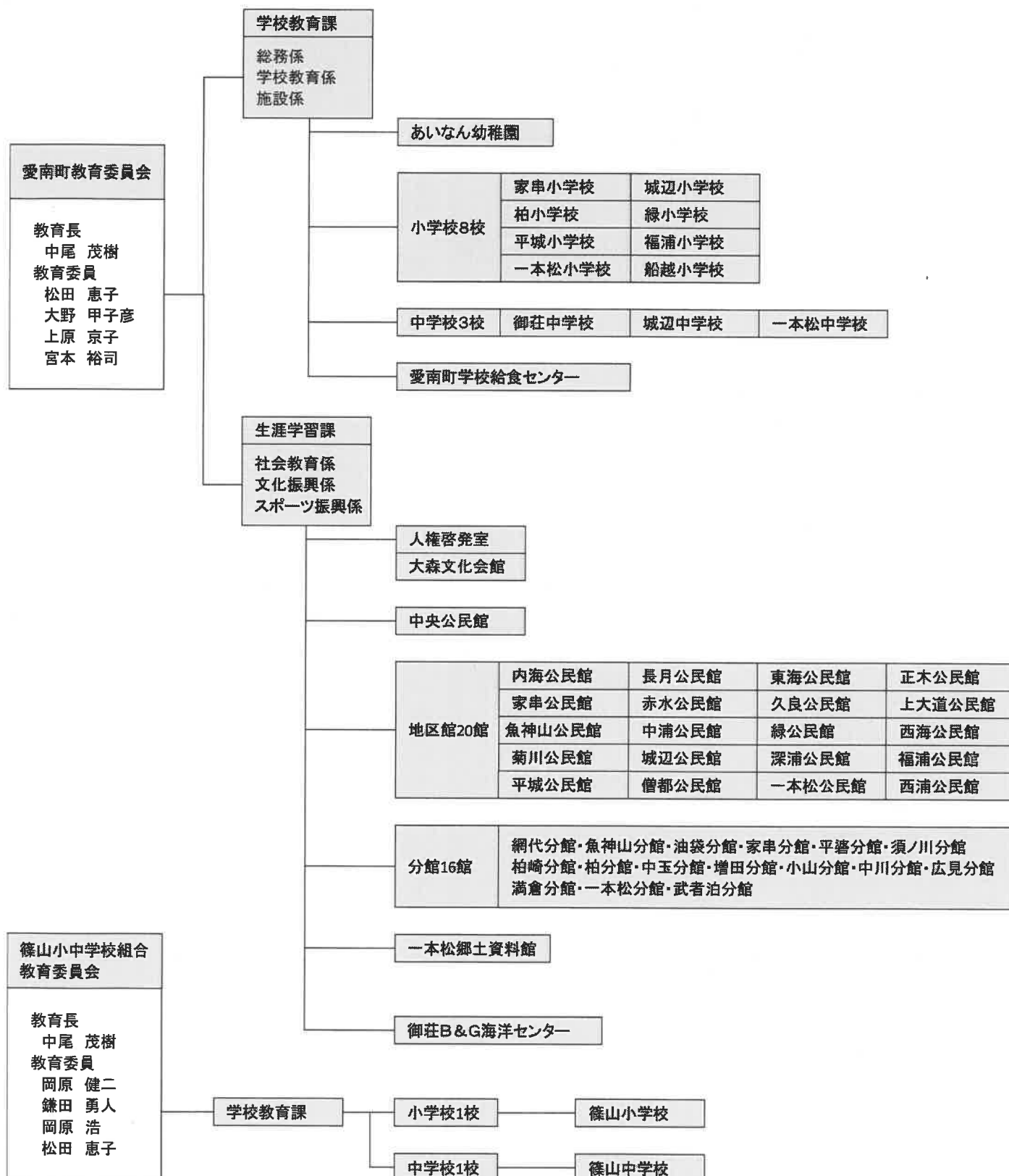
令和8年度 愛南町教育委員会組織図

(2026.4.1現在)

〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

〔学校教育課〕 電話 0895-72-1113 FAX 0895-73-1113

〔生涯学習課〕 電話 0895-73-1112 FAX 0895-73-1113



令和8年度 赤水公民館基本方針・重点目標（案）

1. 基本方針

愛南町教育基本方針、社会教育基本方針に基づき、関係機関団体と連携を深め、地域に密着した公民館活動を推進して、心ゆたかなひとづくり、明るいふるさとづくりにつとめる。

2. 重点目標

- (1) 未来を拓く「人づくり」を進める公民館
- (2) 持続可能な「地域づくり」に取り組む公民館
- (3) 「学びの拠点」としての機能を発揮する公民館
- (4) 生涯にわたる「健康づくり」と生きがいの充足を図る公民館

3. 具体的な活動

- (1) グランドゴルフ交流会 (年3回)
- (2) ピンポン交流会 (年3回)
- (3) 第13回赤水公民館区体育祭
- (4) スポーツ体験教室
- (5) ボルダリング体験教室
- (6) 花いっぱい運動 (年2回：3地区花壇)
- (7) しおかぜの会 (毎月第3水曜日)
- (8) 人権・同和学習会
- (9) 赤水地区防災学習
- (10) 赤水公民館だより発行 (毎月1回)
- (11) 赤水老人クラブ活動への協力 (隔月第1水曜日)
- (12) 高畑老人クラブ活動への協力
- (13) 防城成川老人クラブ活動への協力

令和8年度 赤水公民館主催・共催事業計画(案)

月	日	曜日	事業名	時間	場所	対象者	人数	主・共
5	14	木	赤水しおかぜの会 1 日研修	7:00	坊ちゃん劇場	しおかぜの会	14	共
	25	月	ボルダリング体験教室	12:00	宇和島市	小学生	9	合同
6	1	月	グラウンドゴルフ交流会①	8:00	赤水小グラウンド	老人クラブ	14	主
	7	日	赤水老人クラブ・赤水地区防災学習会	13:30	赤水公民館	老人クラブ・赤水地区	38	協
	16	火	第 1 回赤水公民館運営審議会	18:30	赤水公民館	運営審議委員		主
	18	木	ミュージックケア教室		赤水公民館	一般／しおかぜの会		共
	19	金	花いっぱい運動		防城成川/赤水/高畑	一般／老人クラブ		協
	26	金	ピンポン（卓球）交流会①		赤水公民館	一般		主
7	下		ハーバリウム教室		赤水公民館	小学生/一般		合同
8	中		ハガキの書き方教室			小学生		合同
9	21	月	敬老会		各地区	高齢者・関係者		協
	下		町民体育祭実行委員会		赤水公民館	地区、運営委		主
10	中		ピンポン（卓球）交流会②		赤水公民館	一般		主
	下		グラウンドゴルフ交流会②		赤水小グラウンド	老人クラブ		主
11	3	火	赤水公民館区町民体育祭		赤水体育館	地区住民		主
	上		自主防災会防災訓練		各地区・体育館他	地区住民		共
	中		花いっぱい運動		防城成川	老人クラブ		協
	中		花いっぱい運動		赤水/高畑	一般／老人クラブ		協
	下		第 2 回赤水公民館運営審議会		赤水公民館	運営審議委員		主
	下		町民体育祭反省会		赤水体育館	地区代表者		主
12	7	月	スポーツ体験教室		松山市	小学生/一般		合同
	中		人権・同和教育研修会			地区住民		共
1	中		ピンポン（卓球）交流会③		赤水公民館	一般		主
2	下		グラウンドゴルフ交流会③		赤水公民館	一般		主
3	上		第 3 回赤水公民館運営審議会		赤水公民館	運営審議委員		主
	上		フラワーアレンジメント教室		赤水公民館	一般		主
備考			公民館だより発行（毎月 1 回）		赤水公民館区	全世帯		
			しおかぜの会（毎月 1 回・第 3 水曜日）		赤水公民館区	一般		
			老人クラブ活動への協力（随時）			防城成川・赤水・高畑老人クラブ		

令和8年度 赤水しおかぜの会 活動実績

回	開催日	内 容	参加人数
第155回	令和8年04月03日(金)	花見ランチ	27
第156回	令和8年05月14日(木)	観劇(坊ちゃん劇場)	14
第157回	令和8年06月18日(木)	ミュージックケア体操	
第158回	令和8年07月15日(水)	環境学習会・ゲーム	
第159回	令和8年08月19日(水)	県立南宇和病院看護師(講話)	
第160回	令和8年09月16日(水)	お月見・カラオケ・ゲーム	
第161回	令和8年10月21日(水)	ヨガ教室 野田さん	
第162回	令和8年11月18日(水)	花の寄せ植え	
第163回	令和8年12月16日(水)	クリスマス会	
第164回	令和9年01月20日(水)	介護予防体操・ゲーム(賞品あり)	
第165回	令和9年02月17日(水)	ぜんざい作り	
第166回	令和9年03月17日(水)	総会(反省会・次年度計画作成)	

■ 公民館運営審議会スケジュール

年3回開催

1 第1回運営審議会（6月中開催）

【議題】

- (1) 令和8年度愛南町教育基本方針・社会教育基本方針等について（報告）
- (2) 令和8年度赤水公民館基本方針・重点目標（案）について
- (3) 令和8年度赤水公民館事業計画（案）について ※
- (4) 公民館事業点検評価について（報告）

→ 3月運審で評価を受けた前年度事業について結果を報告し、公民館事業「点検・評価」の流れを説明する。当該公民館の課題点を共有して、第2回運審までに課題点に対する改善策等の検討を依頼する（事業提案も含む）。

2 第2回運営審議会（11月中開催）

【議題】

- (1) 令和8年度事業実施状況について
→ 当年度の上半期の事業実施状況を報告する。
- (2) 次年度実施事業について（協議）
→ 次年度の目標・事業計画案を作成して委員に提示する。委員から意見を聴取し、必要であれば事業計画の修正等を行う。



当初予算査定資料の作成

3 第3回運営審議会（3月中開催）

【議題】

- (1) 令和8年度赤水公民館事業実施報告及び点検評価について
→ 当年度の実施事業について、「公民館事務事業シート」を作成する。
(シートは1月中頃までに完成させ、事前に委員に送付して会議までに回収し、会議資料を作成する。)

《課題の洗い出し》

例) 花いっぱい運動の参加者が少なくなり、花の管理など職員の負担が大きく継続が難しい。等々 ⇒ 運審で改善策の検討

※点検評価で洗い出された課題に対して改善策を検討する。

- (2) 令和9年度事業計画（案）について（報告）

愛南町公民館運営審議会委員

愛南町執行機関の附属機関設置条例

(趣旨)

第1条

この条例は、地方自治法第138条の4その他の法令の規定に基づき設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条第4項

別表の愛南町公民館運営審議会は、別に定める公民館に設置する。

(構成)

第3条第1項

附属機関は、別表の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条

委員の任期は、別表の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

2 教育委員会の附属機関

抜粋

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
愛南町公民館運営審議会	1 公民館の事業計画及び実績に係る調査及び審議に関すること。 2 町内の各種団体又は機関との連絡調整に関すること。 3 公民館事業に係る施設又は設備の整備の立案に関すること。	1 学校教育及び社会教育の関係者 2 家庭教育の向上に資する活動を行う者 3 識見を有する者	15 人以内	2年

1. 運営審議会委員の役割

公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

2. 運営審議会委員の具体的役割

- ① 人心の動向や住民の欲求、関心を把握し、反映しなければならない。
- ② 地域社会の課題がなにであるかを明らかにし、その解決のため具体策を研究しなければならない。
- ③ 地域に所在し、公民館活動に役立つ社会資源の活用を図るとともに、住民の中にある、すぐれた知識、技能、経験を発見し、これを公民館事業の中に取り入れていかなければならない。
- ④ 施設や設備の整備充実について、常に検討しなければならない。
- ⑤ 住民の中に入り込み、趣旨の徹底や事業内容について、啓発することに努めなければならない。
- ⑥ 関係機関、団体の連絡提携や事業の調整に協力しなければならない。
- ⑦ 事業の効果、反響に注意するとともに、評価、反省を行わなければならない。
- ⑧ 常に社会教育法等の、公民館関係法規を研究し、公民館の当面する難問題の処理に協力しなければならない。